

令和8年度和歌山県財務会計システム構築委託・運用保守及び機器等賃貸借に係る
一般競争入札の質問に対する回答

■入札説明書、入札書

No	頁	章	節	ご質問内容	回答
1	-	-	-	賃貸借料・運用保守のお支払いについて、入札説明書 15 支払方法（2）に記載のとおり、 四半期毎となり、3か月分をその翌月末にお支払いとの認識でよろしいでしょうか。 10月～12月分→翌年1月末お支払 1月～3月分→4月末お支払 4月～6月分→7月末お支払 7月～9月分→10月末お支払	賃貸借料及び運用保守料の支払頻度は、お見込みのとおり、四半期ごとです。 各四半期分の支払については、契約条項第5条第3項の規定に基づき、受託者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとします。 したがって、支払時期は各四半期の翌月末と固定されるものではなく、適法な支払請求書を受理した日を基準として、30日以内に支払います。 （参考）契約条項第5条第3項 「甲は、乙から第1項及び前項による適法な支払請求書を受理した日から30日以内に委託料又は使用料及び賃借料を支払うものとする。」

■契約条項

No	頁	章	節	ご質問内容	回答
1	-	-	-	契約書第21条（契約完了後の取扱い） 甲が指定する賃貸借に係る機器等を甲に無償譲渡することができると記載ありますが、3 特記仕様書（運用保守仕様編）P11 （1 3）に記載のとおりすべて撤去との認識でよろしいでしょうか。	契約条項第21条の規定に基づき、甲が指定し、乙が無償譲渡する機器等については、撤去の対象外とすることができます。 一方、乙が譲渡しない機器等及び甲が指定しないその他の機器等については、同条の規定に基づき、乙が速やかに撤去するものとします。 したがって、仕様書に記載する「本契約により調達したすべてのハードウェア機器等の撤去」は原則としますが、契約条項第21条に基づき甲へ無償譲渡する機器等については、撤去の対象外となります。 無償譲渡の対象及び撤去対象については、契約完了時までに甲が指定します。

■仕様書（共通仕様編）

No	頁	章	節	ご質問内容	回答
1	24	10.1	(4)	遠隔保守の運用ルールについて 具体的な遠隔保守の内容については、ご指示 いただく貴県の運用ルールに基づき、別途協 議のうえ決定する認識でよろしいでしょ うか。	本仕様書にいう「甲が別途指示する運用ルール」は、遠隔保守の具体的な業務内容を定めるものではなく、遠隔保守を安全かつ適正に実施するための運用統制に関する事項を定めるものです。 具体的には、接続方式、認証、利用者管理、作業申請・承認、接続可能時間、操作ログの取得・保存、監視、情報の取扱い及びインシデント発生時の連絡・対応等を想定しています。 遠隔保守の具体的な業務内容については、「運用保守仕様編」第3章及び第4章に定める運用・保守作業によるものとし、運用ルールは、これらの作業内容を変更又は追加するものではありません。 運用ルールは現時点では未策定ですが、契約締結後、乙が設計・構築する遠隔保守環境、通信回線及び接続方式並びに接続試験の計画・方法等を確認した上で、甲のネットワーク運用を所管する情報部門が策定し、乙に提示する予定です。策定に当たっては、必要に応じて甲乙で協議し、本番運用開始前までに必要な事項を確認します。

■特記仕様書（賃貸借機器・インフラ基盤仕様偏）

No	頁	章	節	ご質問内容	回答
1	6	1.2	(1)	導入ソフトについて ご提案の財務会計システムパッケージ製品に係る設計ドキュメントに、文書作成ソフトウェアであるMicrosoft社製「Word」形式の文章があるため、必要に応じて当ソフトを活用して遠隔保守を実施予定です。 不要とのことですが、導入していても問題ないという理解でよろしいでしょうか。	導入すること自体は問題ありません。 本仕様において「文書作成ソフトウェア及びプレゼンテーションソフトウェアは不要」としているのは、当該ソフトウェアを必須の導入対象としない趣旨であり、導入を禁止するものではありません。 文書作成ソフトウェアを導入する場合は、導入後の運用期間を通じて、受注者の責任において、以下のセキュリティ管理を適切に実施してください。 ・ソフトウェアのセキュリティパッチ及び更新プログラムの適用 ・製品のサポート期限及びサポート状況の継続的な確認 ・サポート終了前の更新・移行等の必要な対応 ・脆弱性が確認された場合の速やかな情報収集及び対策 ・当該ソフトウェアの利用に伴うライセンス管理及び適正な運用 また、導入及び維持管理に係る費用、作業その他の必要な対応については、受注者の負担及び責任において実施するものとします。 なお、遠隔保守における文書の閲覧・編集等のために当該ソフトウェアを導入する場合であっても、上記のセキュリティ管理を確実に実施できることを前提とします。